

社会福祉法人信濃佐久福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信濃佐久福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条に基づき、役員及び評議員の報酬及び実費弁償費等に関し必要な事項を定め、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款15条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所として、週5日以上法人の業務に従事する者（主に理事長、常勤理事）をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会へ出席した時、及び評議員が評議員会へ出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、施設及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員には適用しない。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(非常勤役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 常勤理事の報酬月額、別表2に定める常勤役員報酬月額表に基づき、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 非常勤役員が理事会以外の日において理事長の命を受けて、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、施設及び事業所の職員を兼務する役員には適用しない。
- 3 評議員が評議会以外の日において理事長の命を受けて、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、施設及び事業所の職員を兼務する評議員には適用しない。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員報酬の支給)

第6条 常勤役員には、次に掲げる報酬等を職務執行の対価として、別表2に定める常勤役員報酬月額表に基づき支給することができる。

- (1) 報酬
- (2) 役員賞与
- (3) 退職金

(常勤役員賞与の支給)

第7条 常勤役員賞与は、経営状況を鑑みて、毎年7月と12月に各々役員報酬額の3ヶ月分を支給することができる。

(常勤役員の退職金の支給)

第8条 当法人の正規職員からの常勤役員は、退職金として職員就業規則第83条に基づき支給するものとする。

2 前項の退職金は、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(通勤手当)

第9条 常勤役員には、第3条第1項に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の支給額は、職員給与規程に定めるところによる。

(出張旅費)

第10条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給することができる

(準用)

第11条 役員報酬等の支給に関し、この規程に定めのない事項（支給日、支給方法、源泉徴収及び社会保険料等）については、別に定める職員を対象とする給与規程を準用する。

(改正)

第12条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	3,000円

常勤役員報酬月額表

別表2（第4条及び第6条関係）

号 俸	月 額	号 俸	月 額	号 俸	月 額
第1号	100,000円	第8号	240,000円	第15号	380,000円
第2号	120,000円	第9号	260,000円	第16号	400,000円
第3号	140,000円	第10号	280,000円	第17号	420,000円
第4号	160,000円	第11号	300,000円	第18号	440,000円
第5号	180,000円	第12号	320,000円	第19号	460,000円
第6号	200,000円	第13号	340,000円	第20号	480,000円
第7号	220,000円	第14号	360,000円	第21号	500,000円

別表3（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
非常勤役員及び評議員業務報酬等	10,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	12,000円	3,000円

別表4（第10条関係）

名 称	宿 泊	報酬1日	旅費・その他
宿泊・報酬・旅費	15,000円	15,000円	実 費